

大個審第8-3号
(答申第22号)
平成13年9月14日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成13年8月31日付け行第1165号で諮問のありました「庁内イントラネット」に係る大阪府個人情報保護条例第8条第3項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることが前提に、諮問の内容を適当なものとして認めましたので、答申します。

記

- 1 本人が同意した範囲で個人情報が提供されるよう、十分な保護措置を講ずること。
- 2 電子掲示板の運営に当たっては、他人への誹謗中傷など個人情報の保護に関して問題が生じないように管理を徹底するとともに、利用者に対してルールやマナーを徹底するよう努めること。
- 3 諮問時における通信により提供される個人情報及びその提供先などを変更する場合は、改めて本審議会に諮問すること。